

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 14 日現在

機関番号：11601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885030

研究課題名(和文)更生保護制度における「当事者団体」に対する役割期待の多面的考察

研究課題名(英文)Role of the Self-help groups in Probation System

研究代表者

高橋 有紀 (TAKAHASHI, Yuki)

福島大学・行政政策学類・准教授

研究者番号：00732471

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の文献調査、聞き取り調査を通じて得られた成果のうち、特筆すべき点は以下の2点である。第一に、近年の日本の更生保護、とりわけ保護観察においては、「当事者団体」が果たす役割に対する期待が高まるとともに、その射程も広がっていることが確認された点がある。第二に、本研究期間中、日本では刑事司法の実務にも顕著な変化が生じた結果として、これまでは更生保護の対象とならなかった者が今後、更生保護制度の枠組みの下で「当事者団体」とかかわる可能性が見出された点がある。

これらはいずれも、今後の日本の刑事政策にとって重要な課題を提起するものであり、本研究終了後も引き続き、考察を深めていきたいと考える。

研究成果の概要(英文)：I would like to emphasize two points as to what I had found through this research. First, more and more expectation for 'self-help groups' has been seen in the field of probation system in Japan, as to both what they can do and whom they can help. Second, we can find that more offenders, who are released by suspension of indictment or imprisonment or fine, are taken cared through 'urgent aftercare of discharged offenders' in Japan recently. Some of them might join the 'self-help group', and others might be helped by those in the future.

Those two points above will make an important contribution to consider the role of 'self-help groups' in the probation system. Therefore, I am going to make more investigation after this research.

研究分野：刑事政策

キーワード：刑事政策 更生保護 司法福祉 刑事法学

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は大学院在学中より、日本と英国における更生保護制度の担い手の役割とその専門性について、理論的および歴史的観点から研究してきた。その過程で、2000年代以降、犯罪者処遇においても、医療や福祉といった対人援助の諸領域においても、特定の問題からの「立ち直り」や「回復」を目指す者自身による「当事者団体」の役割や効用に注目が集まっていることに関心を抱いた。

殊に、犯罪や非行をした者（以下、元犯罪者と略）が社会の中で立ち直りを図る更生保護制度においては、保護司や保護観察官といった既存の担い手のみならず、「当事者団体」の果たし得る役割が大きいと考えられる。一方で、「当事者団体」に既存の更生保護制度の担い手の業務を肩代わりさせることは、必ずしも「当事者」たる元犯罪者に資するものではあるとは言えないのではない。

そうした問題意識の下、**更生保護制度における「当事者団体」の役割**を検討することにより、元犯罪者が一人ひとり主体的に立ち直ることを支える更生保護制度のあり方を提言する必要性を認識するに至った。

2. 研究の目的

更生保護制度において、元犯罪者や薬物依存症者らによる「当事者団体」が果たし得る役割について、刑事政策および医療や福祉といった対人援助領域に関する文献調査と聞き取り調査を行い、**歴史的、理論的および比較法的観点から検討する**。それらを通して、元犯罪者が社会において、一人ひとり主体的に立ち直ることを可能とするために、更生保護制度の中で「**当事者団体**」がどのような役割を果たし得る/果たすべきかを明らかにする。

3. 研究の方法

上記の通り、本研究では文献調査と聞き取り調査を行い、更生保護制度における「当事者団体」の役割について、歴史的および理論的観点から多角的な検討を加えた。

文献調査では、**歴史的観点**として、第二次大戦前の日本における思想犯保護観察の対象者による「**時局対応全国委員会**」の活動に関する資料、**比較法的観点**として、**英国の更生保護制度**に関する資料、**理論的観点**として、日本の更生保護制度の現状に関する資料および、**摂食障害や薬物依存症者の「当事者団体」**に関する資料、を収集し検討した。なお、これらにあたっては、研究代表者が平成26年度に所属した一橋大学および、平成27年度以降所属している福島大学の各附属図書館の蔵書や雑誌、データベースを活用し

たほか、九州大学、広島大学の各附属図書館に赴き資料収集を行った。

聞き取り調査では、**既存の更生保護制度の担い手である保護観察官**らが、元犯罪者らの「**当事者団体**」に対してどのような役割を期待し、彼らとの連携についてどのような展望を有しているのかを明らかにすることに主眼を置いた。また保護観察所では、平成28年度より開始される「**刑の一部の執行猶予**」に対する準備状況や、**同制度に対する保護観察官の見解**についても聞き取りを行った。同制度においては、特に薬物依存症を抱える対象者への長期の保護観察の過程で、「**ダルク**」などの「**当事者団体**」と保護観察所や保護司が連携する場面が少なくないと考えたからである。具体的な訪問先は、仙台、福島、長野の各保護観察所であり、福島保護観察所では平成26年度、平成27年度に各1回聞き取り調査を行った。

また、本研究の過程で、平成26年度より長野保護観察所において、**窃盗を繰り返す者**（いわゆる「**クレプトマニア**」）に対する**独自の取組**が行われているとの情報に触れたことから、この取組に関与している**長野少年鑑別所**および、**長野市内の更生保護施設「福花寮」**の職員への聞き取り調査を行った。

なお、本研究の過程では、上記の文献調査、聞き取り調査と並行して、国内の各種の学会や研究会、シンポジウム等に参加し、**日本の更生保護制度や刑事司法の動向に関する最新の知識**を得ることに努めた。また、下記「4」「5」に示すように、こうした学会等で報告することを通して、研究成果を公表するとともに、参加する他の研究者や実務家からの指摘や質問を受け、考察の深化と充実を図ることを意識した。

4. 研究成果

本研究を通じて得られた知見のうち、特筆すべきは以下の2点である。

第一に、近年の国内外の更生保護制度、とりわけ保護観察においては、元犯罪者らによる「**当事者団体**」への期待がこれまで以上に高まり、また、その射程が広がりつつあることが確認された点がある。これらについて、研究の経過や研究代表者の見解を公表した研究成果として、下記〔雑誌論文〕や〔学会発表〕、がある。

くわえて上述のように、長野保護観察所では平成26年度より、窃盗を繰り返す者について、保護観察所での処遇プログラムと、「当事者」主体の「ミーティング」の活動とを組み合わせ、独自の取組を開始している。これまで、日本の保護観察において「当事者」の「ミーティング」を取り入れる取組は、薬

物依存症を抱える対象者に「ダルク」の利用を勧めるケースなど、ごく一部にとどまっていたことにかんがみると、長野保護観察所の事例からは、近年、薬物依存症の対象者以外への保護観察についても、「当事者」の知識や経験と、「当事者団体」の活動を通じた相互作用の効果が寄せられていることが見て取れる。本研究では、こうした長野保護観察所の取組について理論的に検討するため、窃盗を繰り返す者（いわゆる「クレプトマニア」）や、その行動の背景にあると言われる摂食障害の回復過程に関しても、文献調査を行った。また、その成果の一部は下記〔雑誌論文〕や〔学会発表〕として、発表するに至った。

また、日本では平成 28 年 6 月より「刑の一部の執行猶予」制度が開始されることに伴い、薬物依存症を抱える保護観察対象者の増加が予想され、彼らへの保護観察において「ダルク」との協働に大きな期待が寄せられていることは、すでに多くの論者や報道等が指摘している。本研究で実施した聞き取り調査では、同様の見解が多くの保護観察官らに共有されていることが窺えた。

もっとも、本研究遂行の段階では「刑の一部の執行猶予」制度が開始されていなかったこともあり、同制度については、法理論的観点から検討した下記〔雑誌論文〕を公表したにとどまる。それゆえ、同制度の運用が開始される平成 28 年 6 月以降も、同制度の下で「当事者団体」が果たす役割について注視していきたい。

第二に、本研究の実施期間中の日本の刑事司法における顕著な変化として、起訴猶予や執行猶予、罰金刑などを受けた者が更生緊急保護を受けるケースが増加しており、こうした者が今後、「当事者団体」とかわる可能性が見いだされた点がある。こうした者の立ち直りに対して、社会の中で「当事者団体」がどのようにかわることができるのかは、今後、日本社会において大きな課題となると考えられる。

もっとも、本研究ではこの点については、こうした者が更生緊急保護の対象となることに伴う、法理論上の問題を検討し、下記〔学会発表〕として発表したにとどまる。それゆえ、本研究終了後も、こうした者に対して「当事者団体」が果たし得る役割につき、更なる検討を続けていきたい。

また、本研究では時間的な限界もあり、歴史的観点からの検討対象とした「時局対応全国委員会」について、論文や学会報告の形で公表することがかなわなかった。しかし、同委員会に関する文献調査の過程で得られた知見は、下記〔学会発表〕に繋がるものであった。というのも、戦前期の思想犯保護観察において見られた、「当事者」や「当事者団体」が公的な制度や機関と協力関係を築く

中で、ともすれば「専門家」や「多数派」の論理を内面化し、他の「当事者」を抑圧し兼ねないという構造は、元犯罪者の立ち直りを取り巻く今日の社会情勢とも重なり合うからである。

下記〔学会発表〕においては、この点につき、現在の日本社会における個々の元犯罪者（「当事者」個人）と、更生保護制度の担い手や地域社会との関係に焦点を当てて論じた。今後、この報告を足掛かりに、犯罪や非行からの立ち直りを目指す「当事者」個人と「当事者団体」の関係や、「当事者団体」と更生保護制度の関係についても、理論面からの考察をさらに深めていきたいと考える。

殊に、この点については、近年、実証的なケース研究が多く発表されている一方で、理論的および、歴史的観点からの研究があまり多くないことも、本研究の過程で明らかとなった。それゆえ、本研究終了後もこれらの観点からの考察を続け、将来的にその成果を公表したいと考えている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

高橋有紀「日本社会における『犯罪をした人に対する支援』の担い手」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、5、pp37-51、2015 年 12 月（査読有）

高橋有紀「保護観察対象者の分類における『正確さ』」罪と罰、52(4)、pp68-78、2015 年 9 月（査読無）

高橋有紀「刑の一部の執行猶予判断における刑事責任の位置づけに関する考察」一橋法学、14(1)、pp211-237、2015 年 3 月（査読有）

〔学会発表〕（計 4 件）

高橋有紀「罰金刑への未決勾留日数算入と『入口支援』」日本刑法学会仙台部会、東北大学（宮城県仙台市）2016 年 3 月 19 日

高橋有紀「更生保護における『地域のチカラ』と『あるべき立ち直り方』」日本犯罪社会学会第 42 回学術大会テーマセッション「更生保護と地域社会」、桐蔭横浜大学（神奈川県横浜市）2015 年 11 月 21 日

高橋有紀「更生保護における対象者の分類の「客観性」と「主観性」」行政社会学会研究会、福島大学（福島県福島市）2015 年 6 月 24 日

高橋有紀「1960 年代から 70 年代における英国の保護観察官の『ソーシャルワーカー性』の動揺」日本犯罪社会学会第 41 回学術大会個別報告、京都産業大学（京都府京都市）2014 年 10 月 18 日

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

特になし。

6. 研究組織

(1)研究代表者

高橋 有紀 (TAKAHASHI, Yuki)

福島大学・行政政策学類・准教授

研究者番号：732471

(2)研究分担者

なし ()

(3)連携研究者

なし ()

以上。